海上運送法の一部を改正する法律案要綱

第一 準日本船舶に関する措置の基本方針への位置づけ

第三十四条第一項に基づき国土交通大臣が定める基本方針に、第二の四の準日本船舶の確保並びにこれ

に乗り組む船員の育成及び確保に関する施策について定めることができることを明確化するものとするこ

(第三十四条第一

項関係

کے

第二

準日本は

-船舶の認定制度の創設

対 外船 舶 運航事業を営む者 (以 下 「対外船舶運航事業者」という。)は、 日本船舶 以外の 船舶 であっ

て、 その子会社が所有し、かつ、自らが運航するものについて、次のいずれにも適合していることにつ

き、 国土交通大臣の認定を申請することができるものとすること。

1 対外船が 舶運航事業者が、 その子会社との間で、 当該対外船舶運航事業者に対し第二十六条第一項の

規定による命令が発せられた場合において当該船 舶を当該命令に よる航海に従事させる必要があると

きに、 当該子会社が当該 対外 船 舶 運航事業者に譲渡することを内容とする契約 (確実に履行されるた

めに必要な要件に該当するものに限る。)を締結していること。

2 当該 船 舶 に関する事 項及び当該船 舶 の運航 に従事する船員に関する事項が、 航海 命令による航 海に

確 実 か つ速やかに従事させるため 必要な 一定の要件に該当すること。 (第三十 -九条 \mathcal{O} 五. 第 項 関 係

対外船 舶 運航事業者は、 認定の申請をしようとするときは、あらかじめ、 当該申請 に係る船舶 に つい

て 国土交通大臣が行う測度を受けなければならないものとすること。 (第三十九条の五第二項関係)

三 国土交通大臣は、 認定の 申請が あった場合において、 当該申請に係る船舶が要件に適合すると認める

ときは その 認定をするも のとする。 国土交通大臣 は、 当該認 定 をしたときは 当 該 認 定 \mathcal{O} 申 請 を した

対 外船 舶 運 航 事 業者に対し、 当該 船舶 \mathcal{O} 名称、 総トン数等その 他 \mathcal{O} 事 項を記: 載 L た認 定 証 を交付で するも

のとすること。

兀

(第三十九条の五第三項及び第四項関

係)

三の認定を受けた対外船舶運航事業者 (以下「認定対外船舶運航事業者」という。) は、 当該] 認定に

係る船舶 (以 下 準 F日本船; 舶 という。)について、 名称、 総トン数等、 <u>ー</u>の 1 の契約 の内 容等 に変更

が あっ たとき又は 航 海 命令に ょ る航 海 に 確 実 か つ速や か に 従事させることができなくなるおそれ が ある

事 由 が 生じたときは、 国土交通大臣にそ の旨を届 け 出 なけ ればならないこととするとともに、 当該 変更

に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、 認定証の書換えを申請しなければならないものとす

ること。

(第三十九条の五第五項関係)

五. 認定対外 船舶運航 事業者は、 認定証 の書換えの申請 (総トン数等の変更に係るものに限る。) をしよ

うとするときは、 あらかじめ、 当該準日本船舶について国土交通大臣が行う総トン数等 (当該変更に係

るものに限る。) の測度を受けなければならないものとすること。

(第三十九条の五第六項関係)

六 認定対外船舶運航事業者は、 準日本船舶を譲り受けたとき等には、 国土交通大臣にその旨を届 け出な

ければならないものとすること。

(第三十九条の五第七項関係

七 国土交通大臣は、 六の届出があったときは、 当該認定を取り消すものとすること。

(第三十九条の五第八項関係)

国土交通大臣は、 準日本船舶が一の1若しくは2の要件に適合しなくなったと認めるとき、 又は認定

八

対外船舶運航事業者が四若しくは六の規定に違反したと認めるときは当該準日本船舶 に係る認定を取り

消すことができるものとすること。

(第三十九条の五第九項関係

第三 船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の特例

認定対外船舶運航事業者がその子会社の所有する準日本船舶を譲り受けたことに係る第二の六の届出を

した場合にお いて、 国土交通大臣 が、 当該! 湢 出に係る船 舶に係る認定証に記載された総 トン数等に変更が

ないことの 確 認を行 0 たときは、 船 舶 法第 四 条 第 項 \mathcal{O} 規定による当該 船 舶 0 総 $\bar{\vdash}$ ン 数 \mathcal{O} 測 度 \mathcal{O} 申 請 及 び

当該 申請に係る総トン数の 測度が行われ、 カゝ つ、 船舶 のト - ン数の 測度に関する法律第八条第二 一項のに 規定に

ょ る国 「際総トン数及び純トン数の測度が行われたものとみなすものとすること。 (第三十九条の六関係

第四 準日本船舶に係る報告及び立入検査

国土交通 大臣 は、 認 定対 外船 舶 運 航事業者に対して、 名 称、 総トン数等、 第二の一の 1 の契約 の内 容等

に つ **,** \ て報告をさせ、 又はそ 0 職 員 に、 認定 対外 船 舶 運 航 事 業者 \mathcal{O} 事 業場若 しくは事 務 所 に立ちる 入り、 潍

日 本 船舶に関する帳簿等を検査等させることができるものとすること。

(第三十九条の七関係)

第五 日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項の公表

玉 一土交通大臣は、 毎年度、 日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項を公表するものとすること。

(第四十五条の二関係

第六 手数料

第二の二又は五による測度の申請をしようとする認定対外船舶運航事業者は、 手数料を国に納めなけれ

(第四十五条の三関係)

第七 その他

所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとすること。

第八 附則

この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものと

すること。

(附則関係)